



平成 27 年 5 月 13 日

各 位

会社名 三 信 電 気 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長兼 C O O 鈴木俊郎
(コード番号: 8150 東証第一部)
問合せ先 取締役 御園 明雄
(TEL 03-3453-5111)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 13 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 19 日開催予定の第 64 期定時株主総会に、下記の通り定款の一部変更について付議することを決議しましたのでお知らせします。

記

1. 定款変更の理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が公布され、定款の定めにより、業務執行取締役等でない取締役および監査役との間でも責任限定契約を締結することができるようになったことに伴い、これらの取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるように、定款第24条2項および第30条2項の一部を変更するものであります。なお、定款第24条2項の変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は以下の通りであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の責任免除) 第24条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外取締役</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。	(取締役の責任免除) 第24条 <現行通り> ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u> との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第30条 <現行通り></p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月19日
定款変更の効力発生日 平成27年6月19日

以上